

日 赤 東 第 15 号
令和 5 年 1 月 19 日

町 民 各 位

日本赤十字社青森県支部東北町分区長
東北町長 長久保 耕治 (公印省略)

令和 5 年度赤十字会費納入のお願い

平素、赤十字事業の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、日本赤十字社青森県支部では毎年 2 月、次年度の災害救援活動等事業資金調達のため、『会員増強・活動資金増収運動』を県下一斉に展開しております。

つきましては、町内会長や班長が貴宅をお伺いした際は、誠に恐縮ですが、赤十字事業に何卒ご理解を頂き、会費納入についてご協力下さるようお願い申し上げます。

●納付書に記載されてある金額は、昨年にご本人またはご家族からご協力頂いた金額であり、強制ではありません。変更される場合は二重線で消して、余白に今年ご協力頂ける金額を記入して頂けると幸いです。

○死亡された方については、赤で取り消し線を入れております。家族の中で引き継ぐ場合は、引き継がれる方の氏名を記入して頂けると幸いです。(代表者の変更についても同様)

○金額が記載されていない場合は、一昨年以前にご協力頂いた方の納付書です。今年ご協力頂ける金額を記入して頂けると幸いです。

○会費の納入は決して強制ではありませんが、500 円未満であると寄付者となり、個人累計額として算入されませんので、何卒ご協力をお願い致します。

○赤十字会員への新規加入希望の方は、何も印刷されていない納付書を班長等から受取り、お手数ですが住所・氏名・ご協力頂ける金額を記入の上、お渡し下さるようお願い致します。

○納付書の記入例などは裏面に印刷してありますのでご覧下さい。

【お問い合わせ】

東北町役場 福祉課 櫻井

Tel 0176-56-3111

赤十字会員加入・寄付申込書(兼領収書控)

支部

地区・分区分

【お知らせ】 年額2,000円以上を支援し、「会員」に加入された方には、赤十字会費を年2回送付いたします。「会員」への加入を希望される方は、ご氏名、郵便番号、ご住所を明記くださいますようお願いいたします。

本年度 支援額	金 ①	円也	納入(申込) 年 月 日 ②	年 月 日
前年度 支援額	金	円也	前年度、ご支援いただいた金額です。誠にありがとうございました。	
行政区 町内会				
住 所 (方番)	〒 (新設の2千円以上支援者のみご記入願います。)			
氏 名	③			
連絡 欄	※除当するものにレ印をお願いします。 ☐ 寄付金として支援		取扱 者印	
	【異動】 ☐ 新規 ☐ 転居 ☐ その他 ()		④ ⑤	

日本赤十字社青森県支部

赤十字会費・寄付金領収書

地区・分区分

行 政 区 会 町 内 会			
ご 氏 名			
金 額	⑥	円也	取扱 者印
受領年月日	⑦	年 月 日	⑧

上記のとおり受領いたしました。

赤十字活動をご支援いただき、誠にありがとうございます。

〒030-0861 青森市長島一丁目3番1号

日本赤十字社青森県支部長

電話 017-722-2011 FAX 017-735-3502

<https://www.jrc.or.jp/chapter/aomori/>

皆様の個人情報は、赤十字活動資金の募集、赤十字情報の提供以外の利用はいたしません。

赤十字の活動はあなたに支えられています。

日本赤十字社青森県支部は、地域の方々のいのちと健康を守るため、火災発生時の救護物資の配付のほか、災害救護、献血、医療、福祉など、公共性の高い活動を行っております。これらの活動は、日本赤十字社法等にもとづき県民のみならずから寄せられる活動資金によって支えられています。

【会員】 年額2,000円以上の同額により、継続的にご支援いただきます。なお、「会員」に加入された方には、年2回、日本赤十字社の会誌「クロスコムブック」を送付いたします。

【協会員】 年額2,000円未満の同額により継続的にご支援いただきます。なお、金額に定めはありませんが、500円以上を目安にご支援くださるようお願いいたします。

【寄付者】 毎年、支援者ご自身が金額を定めて、「寄付金」としてご支援いただきます。なお、「寄付金」によるご支援を希望される際は、お申し出くださるようお願いいたします。

確認した内容をもとに手続きします。

Aの場合【前年度と同額で協力される場合】

- ①の金額を受けとる。
- ②⑦に年月日を記入する。
- ⑤⑧に取扱者印を押印する。
- ミシン目から切り離し、右側の領収書を本人にお渡しください。左側は奉仕者の控えとなります。(税制上の優遇措置を受ける際は、本領収書が必要となります。)
- ※①⑥に金額が印字されていない場合は、前年度支援額を参考に本年度協力される金額を記入します。

Bの場合【金額を変更して協力される場合】

- ①⑥の金額訂正し、Aの場合の手続きをする。
- ※訂正する際は、二重線で金額を訂正し、取扱者印を押印します。
- ※金額を訂正しない領収書を求められた場合は、何も記載されていない領収書を使用します。

Cの場合【協力方法を変更される場合(会費⇄寄付金)】

- C-1 または、C-2 の手続きをし、Aの場合またはBの場合の手続きをする。
- C-1 「会費から寄付金への変更」
申込書の④連絡欄にある「寄付金として支援」に☑を入れる。
- C-2 「寄付金から会費への変更」
C-1 の手続きは不要。2千円以上の場合は、申込書の③住所欄を記入する。

Dの場合【新たに協力される場合】

- 何も記載されていない申込書を用意し、申込書の④連絡欄にある【異動】の「新規」に☑を入れる。
- 氏名、行政区町内会を記入、協力される金額を確認し、Aの場合の手続きをする。

Eの場合【協力を断られた場合】

- 手続きは不要です。※ただし、脱退などの場合は、申込書の④連絡欄にある【異動】の「転居」または「その他(転出・死亡・脱退)」に☑を入れる。

【訪問募集にかかるお問い合わせ先】

日赤 地区・分区分

担当者：

TEL： - -



日本赤十字社 青森県支部
Japanese Red Cross Society

～ 赤十字をはじめて知る方へ ～

Q. 赤十字って何をしているの？

A. 赤十字は、自然災害の現場に駆けつけ、いのちを救うための医療や看護の支援を行っています。赤十字病院の医師や看護師など約58,000人、ご協力してくださるボランティアの皆さま約119万人が災害時は、全国から救護活動に駆けつけ、平時には、防災教育や人材育成を行うことでたくさんの人のいのちを救うことができます。

Q. 赤十字って税金で活動しているの？

A. いいえ。赤十字の活動は、税金ではなくそのほとんどが皆さまからの継続的なご寄付によって支えられています。災害時の救護活動、平時の防災教育や人材育成などに役立てられ、赤十字の活動でたくさんの人のいのちを救うことができます。

Q. 赤十字に寄付したけど何に使われているの？

A. 日本赤十字社にご支援いただき誠にありがとうございます。たくさんのご寄付は様々な活動に役立てられています。いざという時のために、日々、救護訓練や防災活動、ボランティアの育成などの活動を行います。令和2年7月豪雨災害（熊本豪雨）の際には、実際に救護班54班、赤十字ボランティア501人が駆けつけたほか、救護物資（毛布2,268枚、安眠セット997セット、緊急セット1,238セット）を届けることで、たくさんの人のいのちを救うことができました。

あなたのご寄付でできること

皆さまからのご支援は、赤十字のさまざまな活動や救護物資の購入などにカタチを変えて、緊急時に寄り添います。

2,000円 ▶ 感染症防護具 / 約2人分

感染症まん延状況下で救護活動を実施する際に必要な防護具（マスク、フェイスシールド等）約2人分を備えることができます。



3,000円 ▶ 安眠セット / 1人分

避難先での生活を少しでも快適に過ごしていただけるよう、キャンピングマット、枕、アイマスクなどが一式収納された「安眠セット」を1人分備えることができます。



5,000円 ▶ 緊急セット / 1セット4人分

避難先での生活にあると便利なマスク、ウェットティッシュ、ラジオ、懐中電灯、歯ブラシなどが一式収納された「緊急セット」を1セット（4人分）備えることができます。

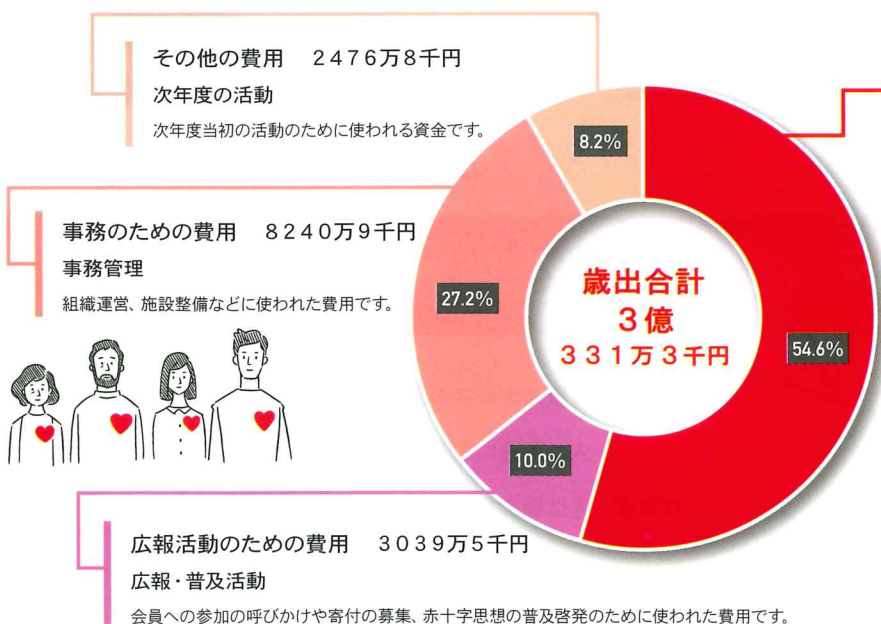


ご寄付の活かし方 青森県支部の令和3年度 歳出（一般会計）の報告

令和3年度の歳出合計は、3億331万3千円で歳入合計と同額となりました。

歳入合計の内訳は、皆さまから託されたご寄付が1億9687万6千円（うち、県民の皆さまから託されたご寄付は1億4176万4千円）、前年度繰越金・その他が5856万円、災害義援金*が4787万7千円です。*お預かりした災害義援金全額を青森県に設置された義援金配分委員会へ送金しました。

国内外で苦しんでいる人びとを救うため、皆さまから託されたご寄付を活用しています。



苦しんでいる人びとを救うための費用 1億6574万1千円

国内外における救護活動 5004万5千円

国内災害対応のための訓練や災害救護装備の整備強化、国際活動、看護師養成などに使われた費用です。



ボランティアや青少年の育成 4518万5千円

地域活動やマンパワーの育成に使われた費用です。



救急法などの普及 2263万4千円

保健医療や安全な暮らしのためなどに使われた費用です。

災害義援金の送金 4787万7千円

お預かりした災害義援金を送金した金額です。

（令和3年台風第9号等大雨災害義援金）

赤十字会員、表彰制度、税制上の優遇措置

■赤十字会員は次の権利があります

赤十字の会員とは、日本赤十字社の目的に賛同し、支援してくださる方のことです。会員には、会費として年額2千円以上のご協力をいただくことにより、個人・法人を問わず、どなたでも加入することができます。日本赤十字社の活動は、支援してくださる会員によって支えられているため、一人でも多くの方に会員になっていただけるようにお願いしています。

- ・日本赤十字社の役員及び代議員を選出し並びにこれらの者に選出されること。（ただし法人会員には被選挙権がありません。）
- ・毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。（公告をもってこれに代えることができます。）
- ・日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

■セト製表札などの特典があります

10年以内に納付いただいた会費の総額が2万円に達した会員には、ご意向を確認の上、特別社員の称号を贈るとともに、個人である会員に対して特別社員章を贈るほか、セト製表札を差し上げます。 ※銀色・金色有功章を贈られた個人に対しても、セト製表札を差し上げます。

■所得税が優遇されます

年額2千円を超える会費・寄付金のご支援には、所得税の優遇措置が受けられます。

救いを託されている。あなたとともに。

この度の災害により被害にあわれた方々に対し、
心よりお見舞い申し上げます。

まさに昨年と時期を同じくして、8月3日からの大雨による土砂崩れや河川の氾濫などにより、県内14市町村に災害救助法が適用され、津軽地方を中心に建物の倒壊や浸水、水稲やりんごなどの農作物への被害等に見舞われました。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、青森県支部では、被災市町村の要請に基づき、開設された避難所などへ毛布等の救援物資を搬送したほか、義援金の受付を行うなど、被災者支援のための救護活動を展開いたしました。

このような活動ができましたのは、赤十字の目的にご賛同・ご支援いただき、思いを託していただいた県民の皆さまにほかなりません。

ご支援いただきました皆さまへ、心より深く感謝申し上げますとともに、一日も早く、それぞれの生活を取り戻すことができるよう、青森県支部はこれからも活動を続けてまいります。



コロナ禍での主な赤十字の活動（令和4年度）



令和4年8月3日からの大雨災害

8月3日からの大雨の影響で、特に津軽地方を中心に土砂災害や河川の氾濫、建物の倒壊などが発生しました。災害直後から関係機関と連携し、職員の派遣や救援物資を搬送したほか、義援金の受付を行いました。

【救援物資の配布】

毛布 824枚、緊急セット 383セット
安眠セット 131セット、タオルケット 566枚

ウクライナ人道危機救援

2022年2月24日以降、ウクライナ各地で戦闘が激化し、日々子どもを含む死傷者が多数報告され、多くの人びとがウクライナ西部及び周辺国やその他の国々に避難するなど極めて深刻な人道危機が起こっています。

日本赤十字社は、ウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における赤十字の救援活動を支援しています。



ボランティアの育成/救急法などの普及

本県では、59団7,728名（令和4年4月1日現在）の赤十字ボランティアが地域などで、コロナ禍のニーズを汲み取った活動を行っています。また、近隣のボランティアが災害時に円滑に活動できるよう、各種研修会などを行っています。

感染防止に配慮しながら、身近な人を救うためのとっさの手当てや日常生活での事故防止など、健康安全に関する知識・技術の普及と啓発を行っています。地域や職場、学校・教育行政などからのニーズに応じた各種講習会を開催しています。

青少年赤十字メンバーの育成

本県では、417の幼稚・保育施設、学校 38,516名（令和4年4月1日現在）の青少年赤十字メンバーがコロナ禍においても感染防止に配慮しながら、地域貢献活動を続けています。

青少年赤十字加盟校向けに、感染対策をしようえで、防災教育などの出張授業や青少年赤十字メンバー・指導者研修会の実施のほか、各種事業への青少年赤十字メンバーなどの派遣を行っています。



救いを託されている。

赤十字活動資金へのご協力をお願いします。



危機を前に、人は弱い。

でも、

危機を前に、人は強い。

災害や感染症の脅威が訪れた時。

人は不安になる。恐怖に怯える。

けれど、人は励まし合い、前に進むことができる。

私たちは知っています。

大切な人を守ろうとする姿を。

災害に立ち向かおうとする人たちの強さを。

そんな思いに応えて、ともに乗り越えていくために。

災害の現場で、赤十字の医師・看護師・ボランティアが活動をつづけます。

——— 救いを託されている。あなたとともに。

赤十字会員・活動資金の募集に関するお問合せは

ホームページで



日本赤十字社
青森県支部 検索
<https://www.jrc.or.jp/chapter/aomori/>

お電話で



○日本赤十字社青森県支部
017-722-2011 総務課まで
○もよりの市役所、町村役場の日赤担当窓口まで
(弘前市、西目屋村、板柳町、七戸町は社会福祉協議会)

担当者と直接



○日本赤十字社青森県支部
青森市長島1丁目3番1号日赤ビル(青い森公園隣)
総務課まで
○もよりの市役所、町村役場の日赤担当窓口まで
(弘前市、西目屋村、板柳町、七戸町は社会福祉協議会)